

総務省 規制の事前評価書

(水底線路の保護に係る禁止行為が許容される場合の追加)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

電話番号：03-5253-5836

e-mail：jigyou-seido@ml.soumu.go.jp

評価実施時期：平成 28 年 11 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

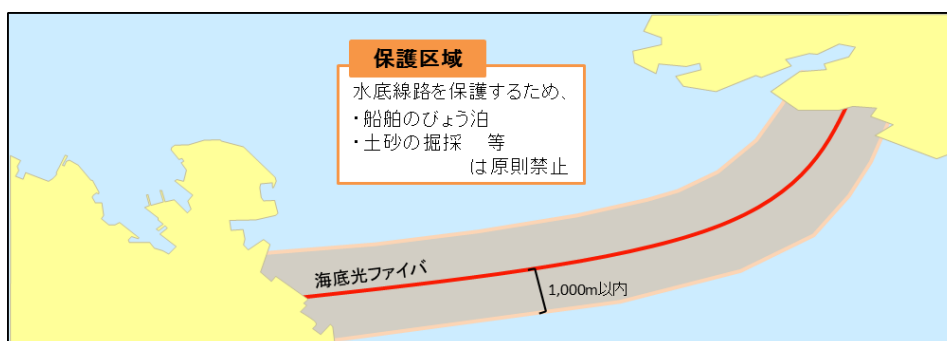
(ア) 電気通信事業法の規定について

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）では、電気通信事業者が総務大臣の認定を受けることにより、光ファイバケーブル等の線路を敷設する際に、線路の工事等一定の目的の下、他人の土地を一時的に使用する権利や実地調査のために他人の土地に立ち入る権利等の公益事業特権を使用することが可能となる。（事業法第 117 条、第 133 条～第 135 条）

当該公益事業特権の使用に関して認定を受けた電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が敷設する海底光ファイバ等の水底線路について、総務大臣は申請を受けて、当該水底線路から一定範囲内の区域を保護区域として指定でき、当該保護区域内では、水底線路を保護するため、原則として、何人も、船舶のびよう泊等水底線路に障害を与えるおそれのある行為が禁止される。（事業法第 141 条）

具体的に禁止される行為としては、保護区域内において、船舶をびよう泊させる行為、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行う行為、土砂を掘採する行為、当該保護区域を示す陸標に舟若しくはいかだをつなぐ行為の 4 種類がある。

保護区域内で禁止されるこれらの 4 行為について、他の特別な法益と衝突する場合においても、常に禁止することは適切ではない。この場合、水底線路の保護法益と他の法益との調整を図り、水底線路の保護の実効性が確保される範囲内であれば、これらの行為を禁止する必要はないため、事業法第 141 条第 4 項ただし書では、河川法等で定める場合や電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号。以下「事業法施行令」という。）に定める場合等には、例外的に禁止される行為が許容されると規定されている。この規定により、保護区域内であっても、船舶をびよう泊等することが可能となる。



(イ) 電気通信事業法施行令の規定について

禁止される行為の一部が許容され、船舶のびょう泊等が可能となる場合として、事業法施行令第9条第2項では、「水底線路の保護に支障がなく、かつやむを得ない事情がある」ことを条件に、各号において具体的な行為を規定している。(なお、それらの行為は、「法律上の管理者が管理行為を行う場合」、「法律の規定により許可等の処分を受けた者が当該処分に基づく行為を行う場合」及び「法律上の根拠はないが極めて強い公共性のある行為を行う場合」に分類される。)

その一つとして、同項第4号においては、航路標識法に基づき、次の行為を行う場合が定められている。

- ① 海上保安庁が、航路標識の設置や位置の変更等を行う場合
- ② 民間事業者等が海上保安庁長官の許可を受けて、航路標識の設置や位置の変更等を行う場合
- ③ 許可を受けた民間事業者等が、海上保安庁長官の命令を受けて航路標識の移転等を行う場合

これにより、海上保安庁や海上保安庁長官から許可を受けた民間事業者等が航路標識の設置や位置の変更等の現状の変更を行う際には、保護区域内であっても、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うために、錨を降ろし、船舶をびょう泊することが許容されている。

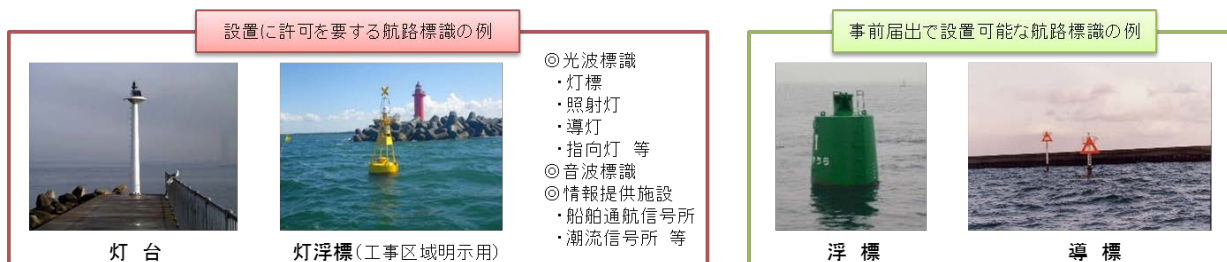
(ウ) 航路標識法の一部改正について

航路標識法は、灯台等の航路標識を整備し、その合理的かつ能率的な運営を図ることにより船舶交通の安全を確保し、併せて船舶の運航能率の増進を図ることを目的として、航路標識の設置・管理等について規定する法律である。

現行の航路標識法では、航路標識の設置及び管理は海上保安庁が行うことを原則とした上で、海上保安庁以外の者が航路標識の設置や位置の変更等をする場合には、海上保安庁長官の許可を要することとされている。

今般の航路標識法の改正（平成29年4月1日施行）では、現行制度と同様に、航路標識の設置及び管理は海上保安庁が行うことを原則とした上で、構造が比較的単純な航路標識である「灯光、音響又は電波以外の手段による航路標識」の設置及び位置の変更等に係る手続が許可制から事前届出制に緩和された。

この規制緩和は、これまで海上保安庁以外の者による航路標識の設置等について、許可を受けるための事務手続の煩雑さが航路標識の設置等が進まない一因になっていると考えられたことから、事前届出制の導入によって、事務手続の煩雑さを解消することを通して、海上保安庁以外の者による航路標識の設置を促進し、プレジャーボート等の小型船舶による海難の減少等を図る観点から行われた。



なお、海上保安庁以外の者が設置等を行う航路標識の一部について、設置等の手続が緩和されたものの、航路標識の機能に係る基準への適合維持義務や海上保安庁長官による船舶交通の安全を図るための措置命令制度等が適用されることや国際的に統一されている航路標識の運用が変更されるものではないことから、その公共性の高さはこれまでと何ら変わるものではない。

(エ) 問題点

今般の航路標識法改正による、民間事業者等が届出により航路標識を設置等する場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合について、極めて強い公共性が認められるものであるにもかかわらず、現行制度では禁止される行為が許容されず、船舶のびよう泊等が不可能となることから、航路標識法改正の目的（航路標識の設置促進による海難の減少、ひいては船舶交通の安全確保）が達成されないおそれがある。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

事業法上の法益（水底線路の保護）と航路標識法上の法益（航路標識の設置促進による船舶交通の安全確保）の調整を図り、航路標識法改正の目的である航路標識の設置促進に資する。

②新設又は改廃の内容

事業法施行令第9条第2項第4号を以下のとおり改正し、民間事業者等海上保安庁以外の者が届出により航路標識の設置等をする場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合についても、保護区域内における船舶のびよう泊等禁止される行為が例外的に許容される場合とする。（(1)（イ）の②③を改正する。）

- ① 海上保安庁が、航路標識の設置や位置の変更等を行う場合
- ② 民間事業者等が、海上保安庁長官の許可を受け、又は届出をして、航路標識の設置や位置の変更等を行う場合
- ③ 許可を受け、又は届出をした民間事業者等が、海上保安庁長官の命令を受けて航路標識の移転等を行う場合

③新設又は改廃の必要性

(1)（イ）のとおり、保護区域内で禁止される行為が例外的に許容され、船舶のびよう泊等が可能となる場合として事業法施行令に列挙されるケースの一つとして、「極めて強い公共性がある行為を行う場合」が含まれる。

今般の航路標識法の改正では、(1)（ウ）で述べたとおり、航路標識の有する公共性の高さは何ら変わらないことから、民間事業者等が届出により航路標識を設置等する場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合についても、「極めて強い公共性」が認められるため、事業法上の法益（水底線路の保護）と航路標識法上の法益（航路標識の設置促進による船舶交通の安全確保）の調整を図り、当該改正を行う必要がある。

(3) 関連する主要な政策

情報通信（ICT 政策） 政策 12 情報通信技術利用環境の整備

(4) 根拠法令

電気通信事業法第 141 条第 4 項（水底線路の保護）

(5) 法令の名称・関連条項とその内容

電気通信事業法施行令第 9 条第 2 項第 4 号（水底線路の保護のために禁止される行為を許容する場合（航路標識法関係））

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

② 行政費用

届出により航路標識を設置する民間事業者等や認定電気通信事業者に対して周知を行う費用が発生するが、以下のとおり、その費用は多額なものとはならない見込み。

- ・海上保安庁から航路標識を設置する民間事業者等に対しては、施行日までに航路標識法の改正内容について、説明会を開催するなどして説明することが決定しており、それに併せて周知することが可能であるため。
- ・総務省から認定電気通信事業者に対しては、メールでの一斉周知が可能であるため。

③ その他の社会的費用

船舶をびよう泊等することにより、認定電気通信事業者が設置した水底線路の保護に支障を与えるおそれが皆無ではないが、通常、航路標識の設置等においては、届出によるものも含め、あらかじめ海域の状況調査（水深、潮流、底質、海底障害物の有無等）を入念に行い、問題がないことを確認してから実施するため、水底線路の保護に支障を与えるおそれは極めて低い。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等において、総務大臣が指定する保護区域内であっても、原則として禁止されている船舶のびよう泊等を行うことが可能となり、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。

② 行政便益

新たな行政便益は発生しない。

③ その他の社会的便益

①のとおり、届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等の際に、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。これにより、航路標識の設置が促進されることによって、小型船舶の海難の減少が図られ、ひいては船舶交通の安全が確保される。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

2(2)①及び③のとおり、本政令改正により、届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等に、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となり、これにより、航路標識の設置が促進されることによって小型船舶の海難の減少が図られ、ひいては船舶交通の安全が確保される。

一方で、2(1)③のとおり、船舶をびよう泊等することにより、認定電気通信事業者が設置した水底線路の保護に支障を与える可能性は皆無ではないが、通常、航路標識の設置等においては、届出によるものも含め、あらかじめ海域の状況調査（水深、潮流、底質、海底障害物の有無等）を入念に行い、問題がないことを確認してから実施するため、水底線路の保護に支障を与えるおそれは極めて低い。また、2(1)②のとおり、届出により航路標識を設置する民間事業者等や認定電気通信事業者に対して周知を行う費用が発生するものの、2(1)②のとおり、航路標識を設置する民間事業者等に対しては海上保安庁の開催する説明会等において併せて周知すれば良く、認定電気通信事業者に対してはメールでの一斉周知が可能であることからその費用は多額なものとはならない見込みである。よって、本改正にかかるこれら費用は限定的であると認められる。

以上のとおり、船舶交通の安全が確保されるという重要な便益が確保される一方、費用は限定的であることから、民間事業者等海上保安庁以外の者が届出により航路標識の設置等をする場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合についても、保護区域内における船舶のびよう泊等禁止される行為が例外的に許容される場合とする本改正案は、妥当と考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

本改正は、水底線路の保護に支障がないと認められる範囲で規制緩和を行うものであり、現時点で代替案はない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

なし。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・「海難の現況と対策について～大切な命を守るために～」(平成27年版)

(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h28/k20160316/k160316-2.pdf>)

・国土交通省 海事分科会 交通政策審議会 船舶交通安全部会資料

(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_senpakuanzen01.html)

・「受験生の為の船舶運用術」 杳名景義 著

6. レビューを行う時期又は条件

今後の認定電気通信事業者による水底線路の保護の状況等を踏まえ、必要があると認める場合、適宜見直しの検討を行う。